

# 不良品基準

## 製品のサイズ

全頭製品 = 計測ポイントを計測の上、2cm を超える誤差が 3 箇所以上ある場合。

又は、テンプレート・オーダーの場合においては、テンプレートとの極度の不一致の場合。

(具体的には、誤差が 2cm を超え、且つテンプレート全体の約 3 分の 1 以上に誤差がある場合。)

従って、2cm を超える誤差が 2 箇所以下である場合には不良品に該当致しません。

但し、計測場所等によりますが、3.5cm を超える様な場合において、お客様又は当店や工場において修理・手直し等を行っても使用が著しく困難と判断した場合にはこの限りにありません。

部分製品 = 縦×横のサイズが両方において 1.5cm を超える誤差がある場合。

又は、テンプレート・オーダーの場合においてテンプレートの極度の不一致の場合。

(具体的には、誤差が 1.5cm を超え、且つテンプレート全体の約 3 分の 1 以上に誤差が渡る場合。)

従って、1.5cm を超える誤差が 2 箇所以下である場合には不良品に該当致しません。

但し、計測場所等によりますが、2cm を超える様な場合において、お客様又は当店や工場において修理・手直し等を行っても使用が著しく困難と判断した場合にはこの限りにありません。

そして、テンプレート・オーダーの場合において、同一テンプレートを 3 回以上使用した場合は、製品作製の工程においてテンプレートの伸縮が起き、サイズの不正確な製品が作製される可能性が高くなります。従って、3 回目以上の使用の場合は、計測不能の製品として保証対象外と致します。

## 使用素材

オーダーされている使用素材と違う場合。

但し、素材の改良等により使用感及び質感が変わる場合においては、保証対象外とします。

インジェクテッド・レースの場合、インジェクテッド・レースの範囲については、裏面縫い付け位置の縦×横の最大幅を基準として計測をし、縦×横の両方の幅において両側で誤差 2cm を超える場合。

## 補強幅

1.5cm を超える誤差がある場合。

## 補強位置

テンプレート・オーダーの場合、テンプレートに補強位置を記載の場合は記載位置と極度の不一致の場合。

(具体的には、補強位置が片側 3cm を超える誤差がある場合において、両側に誤差が発生している場合。)

オーダーフォーム指示(テンプレート未記入)の場合、補強位置については保証対象外とさせていただきます。

## 髪色

当店ホームページ記載の(下記アドレスページ参照)髪色チャートより2つ以上の色彩の誤差が認められた場合。(但し、染め直しにより補正が可能な場合は、染め直しを行います。)

<http://witchcraft-hair.com/home/oder/index.htm#01>

サンプル毛によるオーダーについても、当店の髪色チャートを参照に当てはめ、2つ以上の色彩の差が認められた場合とさせていただきます。

## 髪の長さ

植毛されている髪の最長が選択オーダー頂いた髪の長さとなっております。最長の髪の長さが5cmを超え短い場合。

## 髪の質

当店の製品の髪は人毛の使用を基本事項としております。人毛には個体差があり、人工毛の様な工業製品の髪の様にも均一である事はございません。従ってストレートを選択された場合でも、最大40mm程度(大きなうねりがある程度で軽いスタイリングをすれば後ろに流れを作ることが出来るウェーブです。)までのカールがある場合がございます。この場合はストレートの範疇に該当いたしますので、ご了承ください。

但し、著しいウェーブがある場合においてはこの限りではございません。

(具体的には20mm以下のウェーブの場合。)

髪の太さについては、太めの髪を選択した場合においても、日本人の髪の太さに比較して、普通程度の太さの髪が納品されます。

従って、普通を選択された場合には、やや細め、細めを選択された場合には、相当程度の細さの髪が納品される事をご留意くださいませ。

なお、髪の太さと密度は密接な関係にあります。つまり、同じ密度を選択した場合においても、髪が太い場合は密度が高くなり、逆に細い髪を選択した場合は、密度が低くなります。

その点を御考慮に恐れ御注文を下さいますようお願い致します。

髪の太さについての不良品基準は客観的指標がございません。従って、注文に対して極度に細い場合において且つ継続使用が不能の場合においてのみ不良品として取扱いを致します。

## 結び目の脱色

結び目の脱色は製品の自然さを表現する代わりに、髪のダメージを促進させる作用がございます。基本仕様については、強めの脱色(結び目に対して)行いますが、完全に結び目を不確知にする事は出来ませんので、ご了承の程よろしくお願い致します。

極度の脱色不十分以外は不良品には該当致しません。

加えて、脱色については修理対応により追完対応が可能な技術である為、作り直しを行う事はございません。

## 植毛状況及び密度

植毛方法については、指定および選択をすることができません。従って毛流については御注文の内容に沿えない可能性がある事を御留意下さいますようお願い致します。

密度について、当店には密度管理用のスケールがございます。当該スケールを基に密度管理の検査を行います。誤差 20%以内は正常の範囲として取扱いを致しますので、ご了承くださいませ。

但し、製品の特性上、20%を超える誤差を発生させることにより継続的使用不能と当店が判断した場合につき不良品の判断とさせていただきます。

更に、植毛エリア(検品事項参照)2, 4, 6 については製品の種類に応じて(主に全頭タイプ)故意に 20%~30%程度、植毛密度を減じて作業をする事があります。

これは、植毛密度は製品面積と髪の重量比より算出される為に、最も製品の構造上重要視される植毛エリア 1, 3, 5 のに多くの髪の密度の配分をする事による為です。

従ってこの場合の製品においも継続使用が可能であると判断した場合には不良品に該当は致しません。

なお、継続使用の基準については、当店ホームページ記載の耐久期間である 4 ヶ月程度を目安としております。

<http://witchcraft-hair.com/home/faq/#02>

加えて、植毛密度の不良について、修理により追完対応が可能である場合には、修理対応となりますので、全ての製品を作り直しと判断がされる事はございませんので、その点、御留意下さい。

## その他

工場の技術的進歩等により当該不良品基準の改定が行われる場合がございます。改定が行われた際には随時ホームページ、ブログ等により事前の告知を行いますのでご了承くださいませ。